おおみね薬局

一般競争入札の実施 (情報企画課).....

目

次

平成 28 年 8月23日 (火曜日)

機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療 平成二十八年八月二十三日

山口県告示第二百六十二号

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出 (厚政課)..... 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課)..... 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課)... 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課).....

山口県告示第二百六十一号

Щ

П

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成二十八年八月二十三日

所 機 関 地

美祢市大嶺町東分一二一〇の一

平成二八

Ą

七

称療

廃 止 年 月

山口県知事 日

村 岡 嗣 政

陽向 護ステーション 株式会社訪問看 名指定訪 称看 の所在地の所在地務所

名訪問看護 称ステ-所在地

指定年月日

一七の一萩市大字土原二 陽向 護ステーション 株式会社訪問看 一七の一萩市大字土原二 平成二八、

山口県告示第二百六十三号

おおみね薬局

美祢市大嶺町東分一二一〇の四

平成二八

六 月

名

称療

所

在

関 地

休

止

年

日

山口県知事

村

畄

嗣

政

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助の

平成二十八年八月二十三日

五 六

名

河井クリニック

あおき歯科クリニッ ク 称療 宇部市大字中野開作四一五の三 萩市大字土原四四五 美祢市大嶺町東分一二一〇の四 在 山口県知事 関 地 平成 " 指 ᆺ 定 年 11 月 日

村

畄

嗣

政

" 八五 一八

山陽小野田市大字厚狭九五〇の一

ひかり薬局 おおみね薬局

(三五一) 一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣

政

入札に付する事項

次に掲げる業務の委託 業務の名称及び数量

グルー プウェアシステム再構築業務 式

業務の内容

八札説明書及び仕様書による

(=)履行期間

契約締結の日の翌日から平成三十四年九月三十日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

П

入札参加資格

Щ

八札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。) 第百六

用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 八年山口県告示第二十七号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開 に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示 (平成二十 二十二号) 又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札 びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十七年山口県告示第二百 県が発注する物品等の製造の請負、 システムの保守、維持及び運用管理並びにコンピュータの保守及び管理につい 物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

て業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

- (四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。
- (五) ていないこと。 務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受け 平成二十八年八月二十三日から同年十月七日までの間のいずれの日においても業
- 務と同等の内容を有する業務を施行した実績を有していること。 平成二十四年四月一日から平成二十八年八月二十三日までの間に、 一に掲げる業
- 員会の委員が所属する法人でないこと。 者から再委託を受けた者を含む。) 又はグループウェアシステム再構築業務審査委 県の委託を受けて県が実施する情報化に関する事業の管理の一部を行う者
- 契約条項を示す場所

Ξ

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

入札説明書及び仕様書の交付

兀

山口県総合企画部情報企画課において交付する

五 入札の方法

書類を添えて提出すること。 より行うので、入札者は、 この入札は、 政令第百六十七条の十の二第三項に規定する総合評価一般競争入札に 入札書に提案書、提案見積書その他の入札説明書に定める

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す 入札者は、 見積もった金額の百八分の百に相当す

提出場所

山口県総合企画部情報企画課

 (Ξ) 受領期限

十月七日午前十一時 平成二十八年十月六日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十八年

入札を執行する場所及び日時

山口市滝 番 号 山口県総合企画部情報企画課研修室

平成二十八年十月七日午前十 一時

点を求める。

号

九 無効入札 免除する。 八

入札保証金

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札 記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札
- 落札者決定基準 総合評価基準

る事項を総合的に評価することにより行う。 審査基準 落札者の決定は、価格及びシステムの機能に関する提案並びに技術的能力に関す 価格に関する提案の評価

提案見積書に記載された価格について、入札説明書で定めるところにより評価

2 体計画、 基準は、 ついて、入札説明書で定めるところにより、それぞれ評価点を求める。 システムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価 提案書に記載された全体計画、システムの要件及び技術的能力に関する事項に システムの要件及び技術的能力に係る評価点を求める際の評価項目及び 別表第一のとおりとする。 なお、全

ステムの機能に関する提案及び技術的能力に関する事項の評価をいう。以下同 価格評価 (価格に関する提案の評価をいう。以下同じ。) 及び機能等評価 (シ)の配点については、次のとおりとする。

価格評価 二百五十点

(2)機能等評価

全体計画 システムの要件 四百点 六十点

技術的能力 二百九十点

び基準は、別表第二のとおりとする ついて適否の判定を行う。なお、入札者の提案の内容に係る適否の判定の項目及 グループウェアシステム再構築業務審査委員会において入札者の提案の内容に

+

落札者の決定方法

れた場合には、落札者としない。 落札者とする。ただし、十の〇の4の適否判定において提案の内容について否とさ 等評価に係る評価点の合計をいう。以下同じ。 落札となるべき最も高い合計評価点を得て入札した者が二人以上あるときは、機)を得て、 有効な入札を行った者を づき定められた予定価格の制限の範囲内で最も高い合計評価点 (価格評価及び機能

山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基

が二人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。 価に係る評価点が同点であるときは、 能等評価に係る評価点が最も高い者を落札者とする。この場合において、 入札金額が最も低い者を落札者とし、 機能等評

十二 その他

契約担当者

山口県知事 村岡

契約手続において使用する言語及び通貨

(四) 結果を記載した書面を平成二十八年九月二十三日までに発送する。 後五時十五分までに山口県総合企画部情報企画課に提出すること。 契約書の作成の要否 日本語及び日本国通貨 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十八年九月十六日午 なお、その確認

- 入札参加資格確認申請書
- 2 納税証明書(外国法人又は外国人にあっては、 した同様の書類 権限を有する本国の官憲が証明
- 3 一に掲げる業務と同等の内容を有する業務を施行した実績について記載した書

(五) 契約保証金

免除する。

(六) をする場合は、平成二十八年九月十四日午後五時までに山口県会計管理局会計課 (電話〇八三-九三三-三九一五) に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話○八三−九三三−二八六

二) に問い合わせること。

+ = Summary

(1) Division in charge of the contract: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature of the service to be purchased: Restructuring and operation management groupware system
 (3) Term of the contract: From the day after the contract through September 3
- 2022
 (4) Delivery place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-2862)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., October 6, 2016 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., October 7, 2016)

別表第1

+				<i>(</i> .,		画	피	体业	$\forall \forall$		
セキュリティ要	ソフトウェア要件	ハードウェア要 件	サーバルーム要件	ネットワーク要件	ユーザ数					全体計画	評価の項目
/ セキュリティ対策全般に関する取組方針及び具体策が記述されてい	/ ソフトウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定根が妥当であること。 が妥当であること。 2 委託期間に渡る保守サポートが保証されていること。ソフトウェ ライセンスが適切に管理されていること。 3 官公庁及び民間企業等において、豊富な導入実績のあるソフトウアが選定されていること。	/ ハードウェアの全体構成及び仕様が明記されており、その選定が妥当であること。 多話期間に渡る保守サポートが保証されていること。 3 調達仕様書の機能要件に記載しているデータ量が確実に保存でこと。	サーバルーム要件を満足するシステム構成である	ネットワーク要件を満足するシステム構成である	各機能について、ユーザ数を考慮した ること。	リティ管理等の力法が接条されている 6 円滑なプロジェクト運営、高品質な テム運用が考慮された体制が提案され	5 プログライを日滑に進める上での	3 調達仕様書の基本方針に記載された内容を理解し、これらを実現するための方法について具体的に提案されていること。 4 システム導入を行うに当たって妥当な開発スケジュールが提案され	提案されていること。 2 システム導入に当たって想定される 案されていること。	/提案に当たっての基本的な考え方並	部 価 の
1方針及び具体策が記述されてい	明記されており、その選定根拠 だれていること。ソフトウェア と。 「富な導入実績のあるソフトウェ	明記されており、その選定根拠 Eされていること。 いるデータ量が確実に保存できる	、構成であること。	、構成であること。	ザ数を考慮したライセンス体系が採用されてい	こと。 システム導入及び安定したシス していること。)進捗管理、品質管理及びセキュ	:内容を理解し、これらを実現すいれていること。 おていること。 な開発スケジュールが提案され	リスク及び課題とその対策が提	ての基本的な考え方並びにシステムの概要及び特長が	冲

5	H ~	署	97			5	れユス	が提り	<i>y</i> ,	ion iral ler:		t of 30,
		4			畑			9		<u> </u>		41
事業者の能力	サービスレベル 要件	運用保守要件		ガータ移行/初期データ設定要件			機能要件	拡張性要件	性能要件		信賴性要件	7
/ 採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。また、メールサーバの導入及び運用の実績があること。 2 /の実績が、ユーザ数が山口県と同規模又はそれ以上の団体での実	サービスレベルを達成する上での具体的な対策が明記されているこ と。	/ 運用要件を満足する提案がされていること。 2 運用工程におけるリスク及び課題が把握できており、その対策が現 案されていること。	。こと。 3 移行に関する制限事項、リスク及び課題が把握できており、その対 策が提案されていること。	/ データ移行/初期データ設定要件を満足する提案がされていること。グループウェア機能について、現行システムのデータを別途取りと。グループウェア機能について、現行システムを備えていること。 出すことなく移行できるインターフェースを備えていること。 2 移行に要する時間及びシステム停止時間等について、具体的に提案 されていること。移行時のシステム停止時間の短縮案が提案されてい	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	4 ユーザ管理機能について、運用負荷を考慮した実現可能な方式が提 安されている。	/ 調達仕様書「表 3 ー / 機能要件」及び「表 3 ー 2 グループウェア機能要件」の要件を全て満たしていること。 2 グループウェアパッケージソフトの対応OS及び対応ブラウザ等の 拡張性について、具体的な対策が提案されていること。 3 契約期間終了後におけるメールアーカイブデータの取扱いについて、費用及び運用負荷が考慮された実現可能な方式が提案されている。	/ 拡張性要件を満足する提案がされていること。 2 ネットワーク分割等のセキュリティ強靭化に係る対応及び自治体セキュリティクラウドの整備に係る対応に対して、想定される影響やその対策が提案されていること。	処理性能を向上させるための対策が提案されていること。	3 機器障害の際に迅速に代替品を調達できる体制が提案されていること。 機器障害の際に迅速に代替品を調達できる体制が提案されていること。 かまたんのリアルタイム監視について提案されていること。 システムのリアルタイム監視について提案されていること。 予防保守として、障害を未然に防止する対策の提案があること。 アが保守として、障害を未然に防止する対策の提案があること。 バックアップ取得及び成否確認の方法、バックアップに要する推定の時間 (2) バックアップからデータを復旧する方法及び復旧に要する推定の時間 (3) バックアップからデータを復旧する際の体制及び訓練方法 (4) バックアップからデータを復旧する際の体制及び訓練方法	システムの冗長化につい 江油な歴史対点を行いった	ること。 ること。 ること。 2 不正アクセスや悪意のある攻撃に対して、リスク分析に基づき必要 な対策がなされていること。ウィルス対策がなされていること。 3 トランザクションログ及びシステムログの取得及び運用について要 件を満たしていること。

別表第2

世	지기 기기	包	作	杖
	要員の能力			
等へ及りと思いると、	採用するグループウェアパッケージソフトの導入及び運用の実績があること。また、メールサーバの導入及び運用の実績があること。2	、	4 採用する技術等について、本システムに適用する上で工夫する点、注意点及び課題等が具体的に提案されていること。技術的な観点において、ユーサ数に起因する課題等への対策が提案されていること。	續であること。

判定の項目	判 定の基準
形式及び装丁	提出を求めた書類が、全て指示どおりそろっているかどうか。
仕様書との合致	仕様書との合致 提案の内容が仕様書に合致するものであるかどうか。
実施の実現性	委託の目的を果たすための実施体制が、業務内容に即したものであって実現 性が高いと判断されるものであるかどうか。
所要経費	総額で予定価格の範囲内で、かつ、年度経費が予算の範囲内に収まり、全体として経費の節減について配慮されていると判断されるものであるかどうか。
業務遂行能力	提出された資料から、提案者が当該業務を最後まで遂行する能力を有すると 判断されるものであるかどうか。
明瞭性	全体として、提案の趣旨をよく理解することができるものであるかどうか。
提案性	全体として、提案の内容に価値があると判断されるものであるかどうか。

| (三五二)大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

こおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、次の

|労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十八年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、山口県商

平成二十八年八月二十三日

大規模小売店舗の名称及び所在地

山口県知事

村

畄

嗣

政

名称 丸久錦見店

所在地 岩国市錦見八丁目二一番五六号

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

田中 康男

防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久

所 代表者の氏名

変更に係る事項の概要

名の代表者の氏おりの表別を 変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 有限会社くにきよ園芸 國清 変 勲 更 前 國清 変 篤 更

後

兀 届出年月日

変更年月日 平成二十八年八月十五日

五

平成二十五年十一月十九日

(三五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第一項の規定により、次の

工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。 当該届出は、平成二十八年八月二十三日から同年十二月二十六日までの間、

山口県商

平成二十八年八月二十三日

山口県知事 村 畄 嗣

政

77 JZ	平成28年8月23日	火曜日	Щ]	県 報	(定期)	第 2788 号
平成二十八年八月二十三日発行 一一発 行 人 一山 口 県 知事中成二十八年八月二十三日印刷 一一発 行 所 山 口 県 庁一	特に配慮を求める事項はない。	中人一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个一个	労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。当該意見は、平成二十八年八月二十三日から同年九月二十三日までの間、山口県商工国市から意見を聴きました。	(三五四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取	平成二十五年十一月十九日 工 変更年月日 工 金里年月日 工 出年月日	名	三 変更に係る事項の概要 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男 名 称 アルク平生店